

公益信託日本経団連自然保護基金 2012年度募集要項

項目	内容	備考
1. 助成対象活動	<p>1-1. 開発途上地域の自然保護活動</p> <p>以下の4条件を全て満たす活動 ■主としてアジア太平洋地域の開発途上地域において、自然保護を目的として実施される事業であること。とくに、生物多様性の保全を目的とした事業を優先する。 ■事業対象地の行政機関、関係国際機関、非政府組織及び地域住民などからも応分の協力が得られること。 ■その成果が特定の団体や個人の利益に資するものではないこと。 ■事業が科学的知見を持つ専門家により実施されるか、または事業の実施にあたり科学的知見を持つ専門家からの助言・協力が得られること。</p> <p>1-2. 日本国内の野生動植物の保護繁殖活動</p> <p>(1)以下の3条件を全て満たす活動 ■右記のいずれかに該当すること。 ■その成果が特定の団体や個人の利益に資するものではないこと。 ■事業が科学的知見をもつ専門家により実施されるか、または事業の実施にあたり科学的知見を持つ専門家からの助言・協力が得られること。 (2)なお、東日本大震災被災地域における生物資源の再生に資する事業は、野生動植物の保護繁殖活動として、助成対象とします。</p> <p>1-3. 日本国内の自然保護活動</p> <p>(1)以下の4条件を全て満たす活動 ■右記の地域に係る自然保護を目的として実施される事業であること。とくに生物多様性の保全を目的とした事業を優先する。 ■事業対象地の行政機関、関係公的機関、他の公益団体・非政府組織及び地域住民などからも応分の協力が得られること。 ■その成果が特定の団体や個人の利益に資するものではないこと。 ■事業が科学的知見をもつ専門家により実施されるか、または事業の実施にあたり科学的知見を持つ専門家からの助言・協力が得られること。 (2)なお、東日本大震災被災地域における自然環境の再生に資する事業は、生物多様性の保全の基礎となる活動として、助成対象とします。</p>	<p>以下のいずれかに該当する事業 ①野生動植物の保護繁殖を図るための施設等の整備事業 ②野生動植物の生息・生育環境の改善に関する事業 ③野生動植物の保護繁殖思想・保護繁殖技術の普及啓発等 ④野生動植物の生息・生育等に関する調査、保護繁殖手法等の研究</p> <p>以下の法律に基づき指定された地域 ①自然環境保全法 ②自然公園法 ③古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法 ④首都圏近郊緑地保全法 ⑤近畿圏の保全区域の整備に関する法律 ⑥明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法 ⑦都市計画法(風致地区に限る) ⑧都市緑地保全法</p>
2. 応募資格	<p>2-1. 開発途上地域の自然保護活動</p> <p>以下の3条件を全て満たす団体 ■助成対象事業の実施状況および予算・決算などの財政状況について、当基金の求めに応じて適正な報告のできる団体 ■法人格を有する団体、又は、これと同程度に社会的な信頼を得ている任意団体 ■3年以上の自然保護活動の実績がある団体</p> <p>2-2. 日本国内の野生動植物の保護繁殖活動</p> <p>以下の3条件を全て満たす団体 ■助成対象事業の実施状況および予算・決算などの財政状況について、当基金の求めに応じて適正な報告のできる団体 ■法人格を有する団体、又は、これと同程度に社会的な信頼を得ている任意団体 ■当該業務について右記に該当し、野生動植物の保護繁殖を主たる目的とする団体</p> <p>2-3. 日本国内の自然保護活動</p> <p>以下の3条件を全て満たす団体 ■助成対象事業の実施状況および予算・決算などの財政状況について、当基金の求めに応じて適正な報告のできる団体 ■法人格を有する団体、又は、これと同程度に社会的な信頼を得ている任意団体 ■3年以上の自然保護活動の実績がある団体</p>	<p>①国又は地方公共団体の委託を受けている特定公益増進法人 ②その構成員に国若しくは地方公共団体又は上記①に該当する法人が含まれているもの ③国又は地方公共団体が出資をしているもの ④上記②又は③に類するものとして環境大臣が認めたもの</p>
3. 助成期間	<p>(1)助成期間は、2012年4月1日から2013年3月31日までの1年間とします。複数年にわたる助成を希望する場合は、翌年度以降の活動助成についてあらかじめ申請が必要です。なお、翌年度に継続申請する場合は、当年度の「中間報告書」が期日までに提出されていることが条件となります。 (2)同一活動に対する助成は、原則として3年間で限度とします。(連続4年以上の助成は行いません。)</p>	
4. 助成金	<p>4-1. 標準金額</p> <p>標準金額の定めはありません。(申請活動の内容・収支計画を考慮して助成金額を決定します。)</p> <p>4-2. 助成対象となる費用</p> <p>(1)資材・物品の購入や貸借、用地・建物の購入や設置、又はこれらの修繕に係る経費 (2)人件費(非常勤職員の労務費、専門家への謝金等) (3)旅費・交通費・宿泊費(現地事務所の光熱費・食費等) (4)通信費・印刷費(資料の翻訳・出版に係る経費)</p> <p>4-3. 助成対象とならない費用</p> <p>(1)人件費(常勤職員の労務費) (2)業務委託費(助成対象活動の全部の第三者への委託)</p>	『助成実績一覧』参照

募集要項(国内)

5. 選考方法		<p>専門知識又は学識経験を有する者による採点結果に基づき、運営委員会で主として以下の基準により総合評価を行い選考します。</p> <p>(1)意義 ■現状の問題認識に鑑み、適切かつ効果的な活動内容であること。</p> <p>(2)効果 ■実効性のある事業計画であること。 ■事業遂行上、適切な収支予算が計上されていること。</p> <p>(3)信頼性 ■申請団体が、当該活動の遂行のために十分な経験・能力を有していると考えられること。</p>	
6. 応募方法	6-1. スケジュール	応募から助成実施後のスケジュールについては、『年間スケジュール』をご参照下さい。	『年間スケジュール』参照
	6-2. 応募期間	2011年10月1日(土)～12月9日(金) (締切日当日受信分有効)	
	6-3. 申請書類	応募時および助成実施後に必要となる書類については、『申請・報告書類』をご参照下さい。	『申請・報告書類』参照
	6-4. 申請手続	<p>(1)以下のホームページより「支援申請書」を請求して下さい。 https://www01.sumitomotrust.co.jp/enquete/IB/public/input.html 経団連自然保護協議会ホームページhttp://keidanren.or.jp/kncf/index.htmlからでもアクセス頂けます。</p> <p>(2)(1)でご登録頂いたメールアドレス宛に「申請方法のご案内」をメール送信しますので、指定されたアドレスから「支援申請書」をダウンロードして下さい。</p> <p>(3)記入例に従って「支援申請書」に必要な事項を記入して下さい。</p> <p>(4)(2)の「申請方法のご案内」の返信メールに、(3)の「支援申請書」(WORD又はPDF形式)を添付して送信して下さい。(件名およびメールアドレスは変更せずに返信して下さい。)</p> <p>【注意】 添付ファイルが2MBを超える場合は、2MB以下に分割して送信して下さい。又、大容量ファイル転送サービス(「宅ふあいる便」等)によるファイルの受領はできませんのでご注意ください。</p> <p>(5)以下の参考資料を、経団連自然保護協議会宛に郵送して下さい。なお、ご提出頂いた資料は返却致しません。 ■返信メールのコピー(4)参照 ■団体の概要 ■活動地域の地図・写真 ■その他資料(決算報告、広報誌等)</p> <p>(6)応募締切後12月29日(木)までに、受託者(住友信託銀行)より、(1)でご登録頂いたメールアドレス宛に、「受付番号」をご連絡致します。</p> <p>【注意】 「受付番号」案内のメールが届かない場合は、2012年1月6日(金)までに受託者宛にご照会下さい。(「受付番号」の通知された申請のみが、選考の対象となります。)</p>	<p>■受託者 住友信託銀行 リテール企画推進部 公益信託チーム 日本経団連自然保護基金担当宛 TEL 03-3286-8218 email charitabletrust@sumitomotrust.co.jp</p> <p>■経団連自然保護協議会 〒100-8188 東京都千代田区大手町1-3-2 TEL 03-6741-0981</p>
7. 助成決定	7-1. 決定通知	運営委員会(2012年3月中旬開催予定)での審査・選考を経て、「受付番号」が通知された全ての申請者に対して、2012年4月上旬までにご登録頂いたメールアドレス宛に、選考結果を送信します。	
	7-2. 修正計画	<p>(1)助成決定金額が申請金額と異なる場合は、申請の際の事業計画および収支予算を決定金額に応じて見直し、2012年5月31日(木)までに、以下の書類を右記のアドレスへ電子メールにより提出して下さい。なお、修正にあたっては当初計画の基本的な部分を削除することは認められません。 ■修正収支計画(助成決定額が申請額と異なる場合のみ) ■助成金振込口座届(必須)</p> <p>(2)助成決定後に、当初計画および予算等に重大な変更が生じた場合は、速やかに受託者(住友信託銀行)宛に連絡し承認を得て下さい。なお、連絡を怠ったときや受託者の承認が得られないときは、助成金の一部又は全部の返還を求める場合があります。</p>	<p>■受託者 住友信託銀行 リテール企画推進部 公益信託チーム 日本経団連自然保護基金担当宛 TEL 03-3286-8218 email charitabletrust@sumitomotrust.co.jp</p>
	7-3. 助成金の振込	<p>(1)前期助成金 「修正計画書」(申請金額通りの助成決定金額の場合は、「助成金振込口座届」のみ)のご提出を頂いた後、助成決定金額の50%を概ね2週間以内にご指定の銀行口座へ振込ます。</p> <p>(2)後期助成金 「中間報告書」のご提出を頂いた後、残りの50%を概ね2週間以内にご指定の銀行口座へ振込ます。</p>	
8. 報告義務	8-1. スケジュール	助成実施後のスケジュールについては、『年間スケジュール』をご参照下さい。	『年間スケジュール』参照
	8-2. 中間報告	<p>助成を受けた団体は、2012年10月31日(水)までに「中間報告書」(任意様式)を提出して下さい。なお、「中間報告書」には必ず以下の項目を記載して下さい。なお、下期分の助成金の送金は、「中間報告書」が期日までに提出されていることが条件となります。</p> <p>■事業報告(4月1日～9月30日までの活動状況(必須)) ■収支報告(4月1日～9月30日までの収支状況(必須)) ■参考資料(任意)</p>	

募集要項(国内)

	8-3. 最終報告	助成を受けた団体は、 2013年4月30日(火) までに「最終報告書」(任意様式)を提出して下さい。なお、「最終報告書」には必ず以下の項目を記載して下さい。 ■事業報告(10月1日～3月31日までの活動状況(必須)) ■収支報告(10月1日～3月31日までの収支状況(必須)) ■参考資料(任意)	
	8-4. 提出先	(1)中間報告書 ■事業報告・・・受託者(住友信託銀行)宛に電子メールにより提出して下さい。 ■収支報告・・・受託者(住友信託銀行)宛に電子メールにより提出して下さい。 ■参考資料・・・経団連自然保護協議会宛に郵送して下さい。 (2)最終報告書 ■事業報告・・・受託者(住友信託銀行)宛に電子メールにより提出して下さい。 ■収支報告・・・受託者(住友信託銀行)宛に電子メールにより提出して下さい。 ■参考資料・・・経団連自然保護協議会宛に郵送して下さい。 【注意】 電子メールにより提出する際、添付ファイルが2MBを超える場合は、2MB以下に分割して送信して下さい。 (件名には、必ず「受付番号」を記載して下さい。) 又、大容量ファイル転送サービス(「宅ふぁいる便」等)によるファイルの受領はできませんのでご注意ください。	■受託者 住友信託銀行 リテール企画推進部 公益信託チーム 日本経団連自然保護基金担当宛 TEL 03-3286-8218 email charitabletrust@sumitomotrust.co.jp ■経団連自然保護協議会 〒100-8188 東京都千代田区大手町1-3-2 TEL 03-6741-0981
	8-5. 照会先	(1)募集要項、申請・報告等に関する照会は、受託者(住友信託銀行)宛にご照会下さい。 (2)その他自然保護活動一般に関する照会は、経団連自然保護協議会宛にご照会下さい。	■受託者 住友信託銀行 リテール企画推進部 公益信託チーム 日本経団連自然保護基金担当宛 TEL 03-3286-8218 email charitabletrust@sumitomotrust.co.jp ■経団連自然保護協議会 TEL 03-6741-0981 email kncf@keidanren.or.jp
	8-6. 現地視察等	助成対象活動の遂行状況および成果確認のため、必要に応じて現地の視察をさせて頂く場合があります。 又、助成対象団体には、経団連自然保護協議会・基金共催の講演会等で、成果発表をお願いする場合があります。	
9. 個人情報保護	9-1. 利用目的	申請者から提供頂いた個人情報は、助成対象活動の選考および助成実施の目的のみに使用します。 なお、助成対象活動の成果等は、日本経団連自然保護基金ホームページ等で公表する場合があります。	
	9-2. 第三者提供	利用目的を達成するために、申請者の個人情報を外部委託先に提供する場合は、適切な委託先を選定するとともに、個人情報が安全に管理されるよう適切に監督します。	
10. その他	10-1. 外部委託	助成対象活動の全部を第三者に委託することは認められません。 なお、一部を委託する場合でも、助成金の概ね10%以上を業務委託費に充当することは認められません。	
	10-2. 助成金の返還	以下に該当する場合は、助成金の一部又は全部の返還を求めることがあります。 (1)申請書に虚偽の申告があった場合。 (2)助成金を対象外の活動に使用した場合。 (3)事業計画変更の連絡を怠った場合。 (4)事業年度終了後に余剰金が生じた場合。 (5)予定の活動を遂行できなかった場合。	